

学びから始まる地域づくり推進事業実施要領

学びから始まる地域づくり推進事業の実施について必要な事項は、本実施要領による。

1. 趣旨

地域コミュニティの維持・活性化に向け、市町による図書館等の地域資源を活用した学びの成果を社会に生かす取組を支援することにより、地域の課題や魅力の再発見による住民の新たなつながりと活躍の場の創出、図書館や公民館を活用した地域課題解決型学習の普及、多様な主体の連携による幅広い分野への市民参画を推進する。

2. 実施主体

本事業の実施主体は市町とする。ただし、事業の一部を適当と認められる社会教育関係団体等の運営組織に委託して行うことができるものとする。

事業の一部を委託する場合は、委託の範囲を明らかにするとともに、事業実施に当たっては市町が主体となって確実に管理するものとする。

3. 実施内容

「第3期滋賀県教育振興基本計画」の柱3「すべての人が学び続け、共に生きるための生涯学習を振興する」の趣旨に沿い、学びの成果を社会に生かす取組を実施するものとする。

- (1) 参加者が学びを通して実現したい目標を共有できるテーマを設定すること。
- (2) 生涯学習の拠点としての、図書館や図書館サービス等の地域資源を活用し、主体的な学びの機会が広がるプログラムとすること。
- (3) 社会課題・地域課題の解決に向け、参加者の行動変容につながる学習であること。
- (4) 以下に実施事業の具体例を示すが、これらにとらわれず、1.の趣旨および上記(1)～(3)を踏まえた内容とする。
 - ・参加者による学びが事業終了後も継続されるような図書館資料を活用した取組
 - ・参加者の学びが地域等で共有され、PDCAサイクルが期待できる取組
 - ・参加者の企画による情報発信
 - ・多様な主体との連携による地域課題解決を内容とする連続講座

4. 実施にあたっての視点

本事業の実施に当たっては、次の視点を持って取り組むよう努めるものとする。

(1) 多様な関係機関との連携

県立学校や大学、企業、行政機関、社会教育施設、地域の活動団体等、多様な主体との連携

(2) 学習方法の工夫

参加者の主体的な学びとなるよう、講義の他、実習、フィールドワーク、調査活動、ワークショップ等、学びの手法の工夫

(3) 持続的な活動につながる仲間づくり

学習後も活動が継続されるよう、参加者同士の仲間づくりを考慮した運営

(4) 地域活動への参画のための情報提供

地域活動への参画を促すため、既存の地域活動団体に関する情報提供や団体との交流

5. その他留意事項

- (1) 参加者および連携先は、実施市町内の在住在勤者等に限定せず、広域的な受け入れに努めること。
- (2) 開催経過や実施状況、実施結果について、県からの情報提供、事例報告の依頼に対応すること。

附則 この要領は、令和4年4月1日から施行する。